(4)　住所
　京都府京都市下京区東塩小路町七百九十六番地一
(5)　代表者の氏名
　谷　義幸
(6)　登録の区分
　住宅の品質確保の促進等に関する法律第七条第二項第一号から第三号までに掲げる住宅の種別に係る住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）第九条第一号から第三号までに定める区分
(7)　評価の業務を行う事務所の所在地
　京都府京都市下京区東塩小路町七百九十六番地一
(8)　法第十三条の評価員の氏名
　森岡　一郎、藤田　行男、本田　勤、谷　康生、日開　卓実
(9)　役員の氏名
　谷　義幸、道家駿太郎、寺岡　清司、中谷　明美、山﨑　友三
(10)　評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名
　谷　義幸
(11)　評価の業務を行う区域
　京都府、大阪府、滋賀県、兵庫県、愛知県、広島県、東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、群馬県

○国土交通省告示第千百九十二号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項の規定により、次のように登録住宅性能評価機関の登録をしたので、同法第十条第一項の規定により、公示する。

平成二十一年十一月九日

国土交通大臣　前原　誠司

(1)　登録年月日
　平成二十一年十月二十一日
(2)　登録番号
　国土交通大臣　25
(3)　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
　株式会社国際確認検査センター
(4)　住所
　大阪府大阪市中央区北浜三丁目七番十二号
(5)　代表者の氏名
　山田　耕藏
(6)　登録の区分
　住宅の品質確保の促進等に関する法律第七条第二項第一号から第三号までに掲げる住宅の種別に係る住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）第九条第一号から第三号までに定める区分
(7)　評価の業務を行う事務所の所在地
　大阪府大阪市中央区北浜三丁目七番十二号
　東京都中央区八重洲二丁目四番六号
(8)　法第十三条の評価員の氏名
　山田　耕藏、福元　輝明、福田　基久、柴田　勝正、小林　諭子、秋尾　実花、大坪　秀男、春木亜矢子、森　長一郎、井上　勇市、生長　信清、金子　正、柳　邦夫、高橋よしえ、西出　隆司、馬場　英彦、岡本　博治、公文　寛、河隅紀久男、橘川　芳浩、千田　実、田中　實、山崎　千明、佐原　雅治
(9)　役員の氏名
　山田　耕藏、加藤千鶴子、吉﨑　昌作、福元　輝明、吉﨑　昌成
(10)　評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名
　山田　耕藏
(11)　評価の業務を行う区域
　日本全域

○国土交通省告示第千百九十三号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項の規定により、次のように登録住宅性能評価機関の登録をしたので、同法第十条第一項の規定により、公示する。

平成二十一年十一月九日

国土交通大臣　前原　誠司

(1)　登録年月日
　平成二十一年十月二十一日
(2)　登録番号
　国土交通大臣　39
(3)　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
　日本建物保証株式会社
(4)　住所
　大阪府大阪市中央区平野町三丁目三番五号
(5)　代表者の氏名
　太田　廣重
(6)　登録の区分
　住宅の品質確保の促進等に関する法律第七条第二項第一号から第三号までに掲げる住宅の種別に係る住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）第九条第一号及び第二号に定める区分
(7)　評価の業務を行う事務所の所在地
　大阪府大阪市中央区平野町三丁目三番五号
(8)　法第十三条の評価員の氏名
　山田　雄一、藤井　旭、武田　学、本間　貴史、本間　千晶、赤間　勝敏、辻　香、小林　順也
(9)　役員の氏名
　太田　廣重、山中　省吾、太田　潤、西垣　和高
(10)　評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名
　太田　潤
(11)　評価の業務を行う区域
　日本全域

○国土交通省告示第千百九十四号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十一年十一月九日

国土交通大臣　前原　誠司

一　登録番号
　国土交通大臣　1
　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
二　財団法人ベターリビング